



3

被災ペット 救護施設の運営

(1) 組織体制

自治体等の敷地内に被災ペット救護施設を設置する場合は、基本的にはその自治体が施設の運営主体となりますが、自治体が運営できない場合や新たに用地を求めて設置する場合は、現地動物救護本部等で協議して、新たに施設運営の組織体制を構築する必要があります。運営組織の構成は、所長（責任者）、総務班、獣医療班、飼育管理班などになり、現地動物救護本部等を構成する地方獣医師会や動物愛護推進員、動物愛護団体等と連携して人材を確保し、最初に獣医師や飼養管理などの常勤スタッフを配置するとともに、ボランティアとの協働を図ります。

適切な飼養管理や健康管理を行う上では、飼養する動物を継続的に観察する常勤スタッフの存在が不可欠ですが、複数の獣医師が交代で担当する事が想定される場合には、診断方法、処置基準、申し送り等についての基本事項を組織内で決めておき、診療方針等の一貫性を保つ必要があります。

組織体制を構築し運営する上では人材の確保が課題になりますが、大きな災害の場合など被災自治体の構成員だけでは対応が困難な場合は、環境省等に人員の派遣を依頼し、近隣自治体、動物愛護団体、獣医師会等からの応援を要請する必要があります。なお、これまでの災害対応での経験からは次のような問題が生じることが予想されます。

【人手の確保で生じる課題】

- 常勤スタッフの適任者をただちに雇用できるとは限らない。
- 被災地に被災ペット救護施設を設置する場合は、地域住民も被災しているためにボランティア要員の確保が困難になる。
- 休日にはボランティアによる活動の協力が見込めるが、平日も活動してくれるボランティアの確保が困難となることが多い。
- 災害対応が長期化することにより社会の注目度が低下し、人手の確保が困難になる可能性がある。

(2) 物資

被災ペットの保護管理に必要な物資は、あらかじめ備蓄しておくことが必要です。

しかし、使用期限などから備蓄する事が難しいペットフードや医薬品などのような物資については、必要な際には他団体等からの支援が受けられるように、災害の規模や種類ごとに必要な物資の種類や量を想定しておき、災害発生時に速やかに支援を要請する必要があります。

【物資の調達で生じる課題】

- 全国から寄せられる支援物資は、必ずしも必要としているものに限らないため、集積や分別に大きな労力を必要とする。
- 企業からの無償支援物資等については、時間の経過とともに有償化していく場合もある。

(3) 運営資金

過去の災害での被災ペットの救護活動については、一部の自治体では予算化されたり、東日本大震災や熊本地震のような甚大な被害が生じた災害では、政府が被災ペット救護施設の設置や運営を支援した例がありますが、多くは全国から寄せられた寄附金によって運営されています。

そのため、発災後は速やかに寄附金を募集する必要があり、寄附金を募集するための口座を事前に開設しておくことが望まれます。

【運営資金等に関する課題】

- 飼養費、獣医療費、人件費、通信・運搬費、事務費、消耗品費、租税公課、電気・ガス・水道代等の確保は寄附によるが、収支が不安定で予測を立てることが困難なことが多い。
- 長期化することにより社会の注目度が低下し、運営費の確保が困難になる可能性がある。

(4) 飼い主への対応

飼い主からの依頼で一時的に預かるペットについては、飼い主からの苦情や相談も生じるため、飼い主と緊密なコミュニケーションを取ることが重要なポイントになります。預かる際には、「一時預かり契約書」等を書面で残し、預かり条件や期間等を明確にしておきます。また、預かり期間中の病気や、万が一逸走した場合、ケガをした場合、ケガをさせた場合、人に被害が生じた場合などへの対応については、飼い主による費用負担の検討も含めて明確にしておく必要があります。飼い主とはこまめに連絡を取り、返還への準備状況や引き取りの意志を確認しておきます。飼い主がペットを預けたまま連絡がとれなくなる場合などにも備え、譲渡のための所有権放棄についても、条件を明確にして書面で同意を得ておくなどの対策が必要です。預かり期間が長期化する場合には、意識的に飼い主とペットが接する機会を創出するなど、飼い主の飼養の意識を保つための工夫も有効です。

【飼い主への対応に関する課題】

- 被災ペットの専用施設が設置されることが、飼い主にとってはペットを預けやすくなる半面、ペットを継続して飼養をする意識の低下を招く可能性がある。
- 発災から時間が経った後で飼い主が被災ペットの譲渡を決心した(所有権を放棄した)場合、社会の被災者支援意識が減少しているために、譲渡率が下がる傾向がある。特に高齢や持病があるペットではこの傾向が顕著になる。

(5) 被災ペット救護施設の縮小・終了

被災ペット救護施設の規模の縮小や閉鎖はタイミングを見て段階的に行います。仮設住宅で

のペットの飼養が可能になることで、預かっていたペットを飼い主の手元に返すことができるため、最初の規模の縮小は被災者が仮設住宅に入居する時になります。その後は発災から半年後、1年後と、被害規模に応じて時間単位で見直します。

(6) 被災ペット救護施設での飼養管理 –シェルターメディスンの考え方–

災害時は、平常時に比べ不十分な施設で多数の動物の管理を行うことになります。施設や物資、人材が整わないことも多く、現場の状況に応じた臨機応変な対応も求められます。動物にとっても非常にストレスのかかる状況であり、動物間における感染症の爆発的な流行が懸念されます。そこで、動物救護施設の環境に特化した獣医療である「シェルターメディスン」の考え方にに基づき、飼養管理を行うことになります。

シェルターメディスンは米国で発展した学問で、動物保護施設等で多数の動物を健康で安全に飼養管理するための獣医療のことです。その守備範囲は広く、動物間における感染症の予防や治療はもとより、アニマルウェルフェアを基本とした施設の設計や管理、ストレスや問題行動を軽減する飼養管理、施設に関わるスタッフやボランティアの管理、譲渡希望者とのマッチングなど多岐にわたります。

また、シェルターメディスンは群管理が基本であり、個体の治療を優先する一般の動物病院での獣医療と異なります。災害時は多数の獣医師やボランティアが関わることから、施設側で動物の治療方針や管理方法をきちんと定め、獣医師やボランティアが変わっても一貫した治療や管理が行われるよう配慮する必要があります。

(参考資料2：シェルターメディスンに基づく被災動物の群管理指針)